平成13年3月27日条例第2号

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利を明らかに するとともに、県の総合的な情報公開の施策に関し必要な事項を定めることにより、県の機関 の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対 する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、警察本部長、県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)並びに和歌山県住宅供給公社及び和歌山県土地開発公社(以下「地方公社」という。)をいう。
- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人及び地方公社(以下「地方独立行政法人等」という。)にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として 発行されるもの
 - (2) 実施機関が図書館その他の県の施設において、一般の利用に供することを目的として管理しているもの
 - (3) 実施機関が文書館その他の県の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究 用の資料として特別の管理をしているもの

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(令和4年10月5日条例第38号)抄(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。